

統計制度、景気判断や予測など

調査本部 主席研究員
市川 正樹



4 統計制度、景気判断や予測など

今回は、統計に関する国の制度や、統計を用いた景気判断や予測などについて説明します。

4.1 統計に関する国の制度・組織

統計の作成主体は、既に述べたように、採算がとりにくいこと、中立性や公開性が求められることなどから、そのほとんどは政府です。統計に関する国の制度や組織などについて説明します。

4.1.1 日本政府の統計機構は分散型

世界各国とも統計の作成主体は政府が中心ですが、組織の在り方としては、図表1のように、大きく分散型と集中型に分けられます。

図表1 統計機構のタイプ

	分散型	集中型
仕組み	それぞれの行政機関に統計の機能を分散させる。	統計を一元的に一つの機関（例えば中央統計局）に集中させる。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 行政ニーズに的確、迅速に対応することが可能。 所管行政に関する知識と経験を統計調査の企画・実施に活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 統計の専門性をより発揮しやすい。 統計の整合的な体系が図りやすい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 統計の相互比較性が軽視されやすい。 統計調査の重複や統計体系上の欠落を招きやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政ニーズを的確、迅速に反映した統計調査が行われにくい。 所管行政に関する知識と経験を統計調査の企画・実施に活用しにくい。
外国の例	アメリカ	カナダ、ドイツ

(出所) 総務省ウェブサイト
<http://www.stat.go.jp/index/seido/2-1.htm>

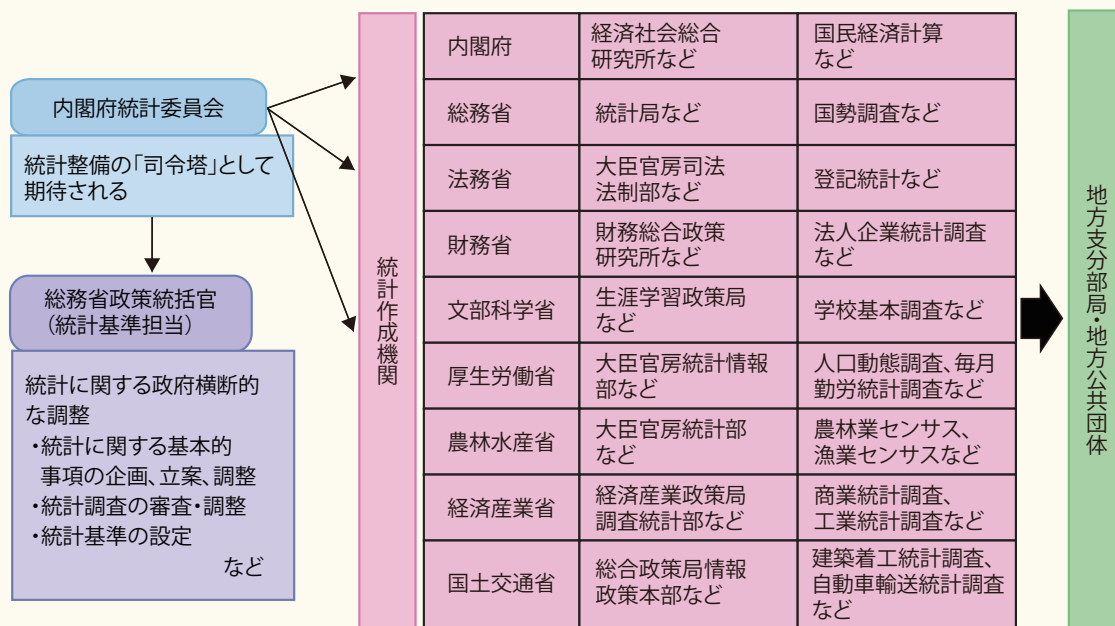
分散型は、それぞれの行政機関に統計機能を分散させるものです。行政ニーズに的確・迅速に対応することが可能になるなどのメリットがある一方、統計調査の重複が生じやすいなどのデメリットがあります。アメリカなどはこの分散型です。

集中型は、中央統計局などの一つの機関に統計機能を集中させるものです。統計の統合的な体系整備が図りやすいなどのメリットがある一方、行政ニーズを的確・迅速に反映した統計調査が行われにくいなどのデメリットがあります。カナダやドイツなどはこの集中型です。

我が国は分散型で、[図表2](#)のように、各府省に統計機能が分散しています。

分散型のデメリットである統計調査の重複などの問題の発生を回避するため、総務省政策統括官（統計基準担当）部局が、統計に関する政府横断的な調整を行うことになっています。

図表2 我が国の統計機構



(出所) 大和総研作成

しかしながら、例えば統計に従事する職員数も省庁毎に決まるため、[図表3](#)のように農林水産省関係などの職員数が多い一方（一時期に比べればかなり削減されています）、GDP統計を作成する内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部の人員が国際的にみても非常に少ないことなどが問題とされてきました。

図表3 国の統計従事職員数（平成24年4月1日現在）

省庁名	統計作成機関	統計の例	本省庁職員数(人)	地方支分部局職員数(人)	合計(人)
内閣府	経済社会総合研究所など	国民経済計算など	89	0	89
警察庁	刑事局など	犯罪統計など	6	0	6
総務省	統計局など	国勢調査など	554	0	554
法務省	大臣官房司法法制部など	登記統計など	8	0	8
財務省	財務総合政策研究所など	法人企業統計調査など	22	49	71
文部科学省	生涯学習政策局など	学校基本調査など	20	0	20
厚生労働省	大臣官房統計情報部など	人口動態調査、毎月勤労統計調査など	247	0	247
農林水産省	大臣官房統計部など	農林業センサス、漁業センサスなど	231	467	698
(農林水産省)	—	—	231	434	665
(内閣府沖縄総合事務局)	—	—	0	33	33
経済産業省	経済産業政策局調査統計部など	商業統計調査、工業統計調査など	214	60	274
(経済産業省)	—	—	214	59	273
(内閣府沖縄総合事務局)	—	—	0	1	1
国土交通省	総合政策局情報政策本部など	建築着工統計調査、自動車輸送統計調査など	54	0	54
人事院	給与局など	職種別民間給与実態調査など	9	0	9
合計	—	—	1,454	576	2,030

(注) 1. 農林水産省の「地方支分部局」欄には、スタッフ制で業務を行っているため、統計職員数が明確に把握できない地方農政局等の地域センター及び支所を除き、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部及び沖縄総合事務局農林水産部の統計職員数が計上されている。

2. 経済産業省の「地方支分部局」欄には、内閣府沖縄総合事務局経済産業部の統計職員も含まれている。

(出所) 総務省資料より大和総研作成

4.1.2 統計委員会

更に、分散型であることから、統計整備の「司令塔」機能がないとのより根本的な問題の指摘もありました。

こうしたことから、2007年10月に、我が国の公的統計整備の「司令塔」の中核的組織として、内閣府に統計委員会が設置されました。

統計委員会で審議する事項は、①公的統計の整備に関する基本的な計画、②国民経済計算の作成基準の設定、③基幹統計の指定、④基幹統計調査の承認・変更・中止、⑤統計基準の設定、⑥匿名データの匿名性の確保、などとなっています。

統計調査環境が一層悪化する中で、経済社会の多様化などに伴い公的統計へのニーズはますます高まっており、統計委員会への期待は大きなものがあります。その審議状況は、以下のように公開（内閣府ウェブサイト「統計委員会」）されており、統計制度などに関する詳細な情報を得ることが可能です。

<http://www5.cao.go.jp/statistics/index.html>

4.1.3 総務省による統計調査の審査・調整

一方、統計調査の重複などを避けるため、総務省政策統括官（統計基準担当）部局が、統計に関する政府横断的な調整を行っていることは前述の通りです。

その一環として、国の行政機関が統計調査を行う場合には、調査間の重複を排除して国民の調査負担を軽減し、統計を体系的に整備する観点から、統計法の規定により、総務省（総務大臣）による審査・承認を受ける必要があります。つまり、国の行政機関は、勝手に統計調査を行ったり、調査票の質問を変更することなどはできません。特に、学術的にはひとつの統計調査に様々な質問（特に調査対象の属性情報。いわゆるフェイス・シートの質問。）が入っていた方が分析には役立つのですが、他の調査との重複を避けるためにひとつの調査で質問できることは限られています。なお、総務大臣の承認を得ている調査については、調査票にその旨が表示されているのが通常です。逆に、そのような表示がなければ、総務大臣の承認を得ておらず、統計法に違反している可能性もあります。

また、地方公共団体や独立行政法人等が統計調査を行う場合にも、総務省への通知や届出を行う必要があります。

なお、統計法における統計調査には、意見・意識など事実に該当しない項目を調査する世論調査や意識調査などは含まれませんので、こうした調査については総務大臣の承認などは必要ありません。ただし、例えば、企業に景気の実感を聞くことなどは事実を聞くことに該当し統計調査とみなされるなど、統計調査の範囲はかなり広めにとられているのが実情です。

4.1.4 オーダーメイド集計と匿名データの利用

経済状況の分析などを行うに当たって、国の統計機関が集計・公表した表だけでは、必要なデータが得られない場合が多くあります。こうしたデータを一般の人が入手・利用することは「公的統計の二次利用」と呼ばれます。

公的統計は、国のお金を使って行われた統計調査ですので、その結果が広く利用されるべきことは当然です。一方で、調査に協力した個人や企業の個別情報が漏れたり、意図せずして他者の知るところとなることは絶対に防ぐ必要があります。このため、公的統計の二次利用は、このような秘密の保護を大前提としながら、できるだけ利用の拡大が図られることとなります。

現在、こうした二次利用のしくみとして用意されているのは、オーダーメイド集計と匿名データの提供の二種類です。

オーダーメイド集計は、調査実施機関などが申出者からの委託を受けて、そのオーダーに基づいて、既存の統計調査で得られた調査票データを使って、新たな統計表を集計・作成し、提供するものです。具体的には、例えば、総務省がサービスを実施している「国勢調査」のオーダーメイド集計では、利用者が希望する集計項目を示して、統計表の作成を調査実施機関等（「国勢調査」の場合は調査実施機関である総務省から事務の委託を受けている独立行政法人統計センター）に委託し、集計結果を入手することができます。

匿名データの提供は、統計調査により得られた個々の調査票データを、調査客体が特定されないよう加工（匿名化措置：単に氏名など個体を直接識別できる情報を削除するのみならず、個々のデータの特徴から個体が間接的に特定されることがないように、地域区分や様々な属性に関する詳細な分類区分を統合して情報を粗くしたり、特異なデータを削除したりするなどの処理を行うこと）した上で、利用申出を行った申出者に対して匿名データを提供（貸与）するものです。申出者はこの匿名データを利用して、新たな集計値を作成したり、個票に基づく計量分析を行ったりすることができます。例えば、現在、総務省は、「全国消費実態調査」や「就業構造基本調査」の匿名データを提供しています。

このような二次的利用を行うためには、所定の手続きや手数料の納付などが必要ですが、以下の総務省統計局ウェブサイト（「公的統計の利用拡大について（二次的利用について）」）をご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/2jiriyou.htm>

平成 24 年度における各サービスの適用対象となる統計の一覧表は、以下の総務省統計局ウェブサイト（「委託による統計の作成等及び匿名データの作成・提供に係る年度計画一覧（平成 24 年度）」）にあります。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/zuhyou/24plan.xls>

これを見ると、オーダーメイド集計については、多くの省庁・統計調査が対象となっていますが、匿名データの提供については、匿名化の技術的困難性などから対象となる統計調査は極めて限られて

います。なお、行政機関等の場合には、こうした匿名データでなくとも、個別データが利用できる場合もありますが、極めて限定されます。

なお、以上は統計法の対象となる統計調査の場合ですが、行政機関が行った統計法の対象とならない意識調査についても、学術研究などに限定して、各機関により匿名データの提供などが行われている場合もあります。この場合、統計法ではなく、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」などに沿った形で提供が行われます。

4.1.5 国内の産業分類基準など

各統計でバラバラにするのではなく、統計共通の基準を設けた方が良い場合があります。こうした統計基準は、統計法により、総務大臣が定めることとされています。

現在設定されている統計基準は、産業分類、職業分類、季節調整法などです。

産業についての基準は、「日本標準産業分類」で、以下の総務省統計局ウェブサイト（「日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）」）に掲載されています。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>

職業についての基準は、「日本標準職業分類」で、以下の総務省統計局ウェブサイト（「日本標準職業分類（平成 21 年 12 月統計基準設定）」）に掲載されています。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/shokgyou/21index.htm>

季節調整法としては、以前季節調整のところで紹介したように、センサス局法（X-12-ARIMA）が以下の総務省統計局ウェブサイト（「経済指標に関する統計基準」）に明示されています。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/kijun3.htm>

4.1.6 統計の国際基準

国際比較を可能とするなどの観点から、国際機関を中心に国際基準が作られている場合があります。例えば、GDP 統計に関する国連等による SNA 基準は既に紹介した通りです。

このほか、失業率の定義が各国で異なっているため、ILO で定めた基準に沿って OECD が各国の失業率を算出し公表しています。例えば、以下の OECD ウェブサイト（“Labour Statistics”）をご覧ください。

<http://www.oecd.org/std/labourstatistics/>

また、IMF は、統計公表等に関する国際基準を定めて、各国の状況を監視しています。こうした IMF の動きなどもあって、我が国の QE の公表が 2 段階となった経緯もあります。現在の基準などについては、以下の IMF ウェブサイト（“IMF Standards for Data Dissemination”）をご覧ください。

<http://www.imf.org/external/np/exr/facts/data.htm>

4.2 景気動向の判断、統計発表値の予想、経済予測等

統計そのものではありませんが、統計と密接に関連するものとして、政府・日本銀行、民間機関、国際機関などにより、統計を活用して景気判断・予測などが行われているのはよく知られている通りです。簡単に紹介します。

4.2.1 政府や日銀による判断と見通し（公式判断）

政府からは、月例経済報告により、様々な経済指標を用いた公式の景気判断が毎月示されます。「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」（法務、文部科学、環境、防衛の各大臣・国家公安委員長などを除く閣僚で構成。日本銀行総裁なども関係者として出席します）を経て公表されます。毎月の報告資料などは、以下の内閣府ウェブサイト（「月例経済報告」）を参照して下さい。

<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html>

日本銀行の景気判断は、毎回の金融政策決定会合の後に公表文で示されるとともに、金融政策決定会合の翌営業日に公表される「金融経済月報」で景気判断の背景が説明されます。以下の日銀ウェブサイト（「金融政策決定会合の運営」）にあります。

http://www.boj.or.jp/mopo/mpmsche_minu/index.htm/

1、2年程度先までの政府による短期の「経済見通し」は、単なる経済予測ではなく、予算案と一体となったものとして、政府予算案の編成に合わせて示されます。具体的には、毎年、12月末の次年度概算予算政府案の閣議決定とほぼ同時に閣議了解され、翌1月下旬の国会提出予算政府案と同時に閣議決定されます（後でも説明しますが、2013年は前年末に政権交代があったことから、これとはかなり異なり変則的ですのでご留意下さい。具体的には、年末から3月までの日程が例年より1か月程度遅れています。ここでの記述は、あくまで通常の年についてのものです）。2者の違いは、12月の段階では、予算書など予算案の詳細が決定されおらず「概算」という扱いのため政府関連支出は単に「公需」とされ、予算書など予算案の詳細が決定される1月の段階で「政府最終消費支出」と「公的固定資本形成」に分けて示されることです。更に、1月の段階では12月末の国民経済計算確報の発表を踏まえて国民所得（雇用者報酬、財産所得、企業所得）の見通しも示されます。毎年の経済見通しは以下の内閣府ウェブサイト（「経済見通し等」）にあります。

<http://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi/mitoshi.html>

なお、7、8月頃の概算要求に関する基準などの閣議決定の際にも、内閣府試算として翌年度までの経済の見通し（「内閣府年央試算」）が示されます。上記のサイトに掲載されています。

一方、日本銀行による短期の経済見通しは、通常は、4月下旬と10月下旬の金融政策決定会合の

際に、「経済・物価情勢の展望」として示されます。政府の経済見通しとは異なり、実質GDP、国内企業物価指数、消費者物価指数（除く生鮮食品）の見通しだけが示されます。更に、1月下旬と7月中旬には、その中間評価も行われ、見通しの改定が行われます。以下の日銀ウェブサイト（「経済・物価情勢の展望（展望レポート）」）にあります（中間評価の結果は、政策決定会合の結果の中にあります）。

<http://www.boj.or.jp/mopo/outlook/index.htm/>

経済と財政双方についての政府による中長期的な見通しは、7、8月頃に概算要求に関する基準等が決定されるのと同時期に、また、1月の国会提出予算政府案の閣議決定と同時期に、内閣府試算として公表されています。以下の内閣府ウェブサイト（「経済財政の中長期試算」）にあります。

<http://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/shisan.html>

4.2.2 民間機関・マーケットによる統計発表値の予想と情勢判断

GDPなどの主要な経済統計については、統計作成機関によって統計が発表される前に、大和総研など主要シンクタンク等によってその統計値の予想が示されます。例えば、日銀短観の業況判断DIとGDP統計の予想値が公表される大和総研のウェブサイト（「日本経済」）は以下の通りです。

<http://www.dir.co.jp/research/report/japan/>

主要シンクタンク等による予測の平均値などは、マーケットによる予想のコンセンサスとして、統計公表前に、マーケットに幅広く共有されます。実際に統計が公表された後は、その公表値とマーケットの予想が乖離していた場合には、株価等が変動することがあります。公表値とマーケット予想の間に差がなければ「織り込み済み」としてマーケットもあまり反応しないのが通例です。

なお、統計が発表された後は、このようなマーケットの動きとは別に、主要シンクタンク等によって、統計の結果を踏まえた経済情勢の分析と判断などのレポートがウェブサイト上に公表されます。例えば、大和総研に関しては、上記の統計予想値が掲載されるサイトと同じサイトで示されます。

4.2.3 民間機関による短期・中長期の経済予測

大和総研など主要シンクタンク等は、短期・中期の経済予測を公表しています。

例えば、大和総研による短期予測は以下のウェブサイト（「日本経済予測（四半期・月次）」）に掲載されます。

<http://www.dir.co.jp/research/report/japan/outlook/>

一方、中期予測は以下のウェブサイト（「日本経済中期予測」）です。

<http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mloutlook/>

これらの予測は、政府や日本銀行などによる経済見通し・試算などに比べ、公表される頻度も高く、説明も詳細であり、分かりやすいものとなっています。なお、短期予測については、主要シンクタンク等は、GDPの一次速報（一次QE）が公表された直後に新たな予測を公表し、二次速報（二次QE）が公表された直後にその改訂版を公表するのが通例です。この他の時点でも、各機関では、政府による経済対策の決定などの情勢変化を踏まえ、必要に応じ随時予測の改定・公表が行われます。

主要シンクタンクによる経済予測は、マーケットによる将来の経済の見方に大きな影響を与えています。

4.2.4 ESPフォーキャスト

主要シンクタンク等の代表的な民間エコノミストによる、主として短期的な経済予測が、「ESPフォーキャスト」としてまとめられ、毎月公表されています。以下の日本経済研究センターのウェブサイト（「ESPフォーキャスト調査」）にあります。

<http://www.jcer.or.jp/esp/>

もともとアメリカで民間エコノミストの経済予測が「ブルーチップ」調査としてまとめられているものが有名ですが、マーケットとの関係での民間エコノミストによる予測の重要性の高まりなどを背景に、我が国でも導入されたものです。このため、「日本版ブルーチップ」と呼ばれることもあります。

なお、「ESPフォーキャスト」のESPの由来は、このまとめを2004年5月に開始した社団法人経済企画協会（その後解散し、ESPフォーキャストは現在、公益社団法人日本経済研究センターが引継いでいます）が発行していた「ESP: Economy Society Policy」という雑誌名に由来するのではないかと思われます。

4.2.5 国際機関による判断と見通し

国際機関も各国の経済見通しを公表しています。代表的なものはOECDとIMFによるものです。

OECDでは、毎年春と秋に全加盟国等の短期経済予測をエコノミック・アウトックとして公表しています。また、日本経済審査の際などにも経済予測が公表されることがあります。更に、経済情勢の変化などを踏まえた改定が行われることもあります。OECDの見通しは、先進主要国の予測と説明が詳細に示されるのが特徴です。以下のOECDウェブサイト（“Economic Outlook”）にあります。

<http://www.oecd.org/eco/economicoutlook.htm>

以下のOECD東京センターのウェブサイトには、一部日本語の資料が公表されることもあります。

<http://www.oecdtokyo.org/index.html>

IMFでは、毎年春と秋に世界各国の短期経済予測をWEO（ワールド・エコノミック・アウトルック）として公表しています。また、日本経済審査などの際にも経済予測が公表されることがあります。更に、経済情勢の変化などを踏まえた改定が行われることもあります。IMFの見通しは、途上国を含め、かなり幅広い国の予測が示されるのが特徴です。以下のウェブサイト（“World Economic Outlook (WEO)”）にあります。

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2012/01/>

以下のIMFアジア太平洋地域事務所のウェブサイトには、一部日本語の資料が掲載されることもあります。

<http://www.imf.org/external/oap/jpn/indexj.htm>

4.2.6 景気判断や予測が行われる時期のまとめ

最後に、以上説明してきた景気判断や予測などが公表される時期について、まとめておきます。

まず、月次では、様々な統計が公表されますが、とりわけ月末には物価、消費、失業率、有効求人倍率、鉱工業生産指数など重要な統計が次々と公表されます。これに先立って、民間シンクタンクによる予想も公表されます。政府による月例経済報告や日本銀行による金融経済月報は毎月公表されます（月例経済報告等に関する閣僚会議と金融政策決定会合は、それらの公表に先立って毎月開催されます）。また、ESPフォーキャストの公表も毎月です。

四半期毎に公表される統計としては、GDP統計などがありますが、これを含めた、政府や民間などによる景気判断や予測などの標準的な公表スケジュールを、これまでの実績に基づき、およその目安としてまとめたものが図表4です。ただし、年によってタイミングが大きく異なることがあります（特に、政府の政策関係）のでご留意下さい。特に、2013年は、政権交代が前年末に行われたこともあって予算編成プロセスが後ろ倒しになるなどかなり不規則ですし、今後、内容も含めかなり変わる可能性があります。

図表4 政府や民間機関等による経済予測等の年間の標準的スケジュール
 (年によってタイミングが大きく異なる場合があるので注意が必要)

月	時期	統計公表等	政府・日銀の政策等	民間予測等	国際機関予測等
1月	下旬		政府経済見通し閣議決定		
	下旬		政府予算案国会提出(予算書等の詳細を含む)		
	下旬		内閣府による経済財政の中長期試算公表		
	下旬		日銀「経済・物価情勢の展望」中間評価		
2月	中旬	10-12月期一次QE		短期経済予測発表	
3月	上旬	10-12月期二次QE		短期経済予測改定	
	下旬		翌年度予算成立		
4月	中旬?				IMFワールド・エコノミック・アウトルック公表
	下旬		日銀「経済・物価情勢の展望」公表		
5月	中旬	1-3月期一次QE		短期経済予測発表	
	下旬?				OECDエコノミック・アウトルック公表
6月	上旬	1-3月期二次QE		短期経済予測改定	
	月内?		「骨太の方針」等策定		
7月	中旬		日銀「経済・物価情勢の展望」中間評価		
	下旬頃 ~8月頃?		概算要求に関する基準等決定		
	同上		内閣府「年央試算」(短期経済見通し)公表		
	同上		内閣府による経済財政の中長期試算公表		
8月	中旬	4-6月期一次QE		短期経済予測発表	
9月	上旬	4-6月期二次QE		短期経済予測改定	
	中旬?				IMFワールド・エコノミック・アウトルック公表
10月	下旬		日銀「経済・物価情勢の展望」公表		
11月	中旬	7-9月期一次QE		短期経済予測発表	
	中旬?		予算編成の基本方針決定		
	下旬?				OECDエコノミック・アウトルック公表
12月	上旬	7-9月期二次QE		短期経済予測改定	
	下旬		政府経済見通し閣議了解		
	下旬		政府予算案閣議決定(予算書等の詳細はまだ)		

(出所) 大和総研作成

(以上)

12月から10回にわたり連載してきました「経済指標を見るための基礎知識」は、今回が最終回となります。少しでも皆様のお役に立てておりましたら幸いです。ご愛読ありがとうございました。